---商品取引所格付売買の研究、その四---

今

西

庄

次

郞

第一 格付賣買の問題と格付賣買に關係ある問題

間、 行上の最も重要な問題は寧ろそとにあるが如くにも思わす。 る。 売買を実行する上の諸問題を論じた。これで商品取引所格付売買問題の本筋は大体取上げられたことになるのであ 私 特に我国に於ける、 は本誌を藉り、 格付売買に就いては尙取上げてよいという事項がないではない。 それは受渡物件の品質検査である。 先ず格付売買は何を目標とするものであるか、 格付売買に関する論議を見聞するに、最も多いのは此の種の問題であり、 つまり其の根拠を述べ、次にそれに従つて格付 恰も格付売買実 世

云えないわけである。 を行う場合のみに限らず他の場合(例えば格付質買以外の取引)でも行われるような事項は、格付売買固有の事態とは 行うのは他によつて行われない場合に限るような事項は、 でなければならないのだ。 品取引所が格付売買を行うとき取引所として必ず行わねばならぬ事項や、 けれどもこれは世間の考えるが如く格付売買の中心問題をなすものではない。 然るに格付売買に於ける物件の品質検査は上記二つの事項の何れにも該当しないのである。 格付売買に当り前提とはなるが、 必然的な取引所現象とは云えないのである。 取引所以外のものによつて行われてもよく、 格付売買を行う場合のみに行われる事項 一体、 格付売買たる事態とは、 叉格付売買 取 引所が 商

絡付簡買と品質檢査(今

ı

と云われ

こるのだの

格付賣買と品質檢査(今西)

従てそれは何等 取引所格付売買本筋の事項でなく、 延いてそれを格付売買問題の中心として取扱うのは分に過ぎた

別 脫漏 叉他 以下其の種の問題を取上げてゆこうと思うのである。 げてよいとなる。 受渡物件の品質検査が格付売買本筋の事態でないとすれば、それを取上げなくても格付売買論としては根本的な とは云えない。 種類の 本筋問題を論じたる後 取引にも行われるが格付売買としても行われるに於ては、それは格付売買と関係ある事項として取上 特に論ずべき事項が数多いに於て然りである。ただ、方法論上、それらは格付売買本筋の 併しそれが格付売買と関係がある、 に附加的に論ずるのが学問的な態度と云われる次第である。 つまり必然的ではないが或る場合には前提として行われ、 吾人は斯の方法に従 問 題 ح

第二 銘柄確定のための品質檢査

斯る銘柄の確定は大規模工業製品たる商品の世界 するグループ別 吾々として既に明かである。 している品は会社マー ち或る会社の る。との事は本誌既載の「格付売買の根拠論」の初めに要言したし、又格付売買実行上の諮問題を取上げて来た 或る商品界に 種の製品だけでも相当大量に纏まつているので、 取引 が出来上つていると共に、 所が存生し格付売買を行うているときは、 クだけで疑もなく定められるというふうである。

これに対し未だ大規模生産の発達していな 而して商品の銘柄の確定とは、 その各銘柄に所属する個 (例えば我國の綿糸、人絹糸、スフ糸等) では比較的容易である。 銘柄、 当該商品 それだけでも一つの銘柄が形 即ち商品の或る範囲のものが夫々集まつて形成 々の商品がはつきり定まつていることである。 の銘柄の確定していることが前提 ル成され、 それに所 とな 即

ない。 るの 勿 は余り信用しない。 商 の 介である。 業品や農産物にて相当に歴史が旧 が果して或る銘柄に所属するかはつきりせず、 論 띪 秩序が出来上つた場合に限り、 |業品や廣大なる地域に多数農民により少量宛生産せられる農産物 ことでは社会的に大体銘柄が与えられ、 がはつきりしていないというふうである。 が普通であり、 即ち斯 即ち自然のままでは、 る 商 品界に特に取引所が存立し格付売買を行わんとせば、 然もそれらの等級別が多くそのまま銘柄別となるに至るものである。 ただ之等の商品界にありても、 品種、 それらグループ別が銘柄らしくなるに過ぎず、 い商品界なるに拘らずそのような国営其他の検査制度の存しない事例もあるのだ。 産地、 それらがどのような品質、 つまり銘柄が確定していないので、 商品 等級などで大体のグループ別は出来上るが、 やがて、 の所有者が勝手に之は何々銘柄に属する品だと云つても世間で 国営其他 の検査制度が企てられ適当な等級 (例えば我國の生糸、穀物等) 等級か見当はつけられ乍ら、 取引所自ら各商品の銘柄所属決定のため それも各銘柄的グルー 取引所格付売買を行うことを 処が、 余程歳月を経て 時 の世界では仲々 として、 さて或る商品 プに属する 別 中小工 なされ

厄

茲に或は斯ういう質問が起るかも知れない。 たのであり、 ずしもそうでない。 應尤もである。 られるのであるがゆえ、 にも必要であり、 般的に云えば、 これが何より夫等の世界に價格公定機関としての清算市場即ち取引所を存在せしめたのであつた。 然らば嘗ての我國の米や生糸界に取引所の現れたのは時期早過ぎたとみるの外ないのであろうか。 我國の米や生糸は我國民經濟に重要な地位を占め、 夙に努力されるところである。 取引所の生成するが如き商品界は當然に銘柄の確定は行われている筈である、 上記の常道に從わず、 それは、 或る商品界にありては特別な事情で銘柄の確定が不充分なるに拘らず取引 銘柄の確定ということは一般實物移轉の商取引 然も取引所なるものは相當に發達した商品界にして始めて必要とせ 特にその價格は一國經濟を左右する力を有してい (更には と。この質問は 生 產 否、

Ø

品質検査を行わねばならなくなるのである。

格付寶買と品質檢査

(今西)

所を存生せしめることがあり得るのである。

引所に受渡せられる部分に限られる。つまり取引所が品質検査をするといつても、国営検査機関などの代わりとな のである。呉々もこの理論的認識を誤らないようにしなければならない。 な銘柄確定をなすものであり、 売買が行われた後に位する仕事となしてはならないのだ。其の仕事は飽く迄格付売買を行うにつき前提として必要 なせば足るのである。 取引所が行う斯の各個の商品がどの銘柄に所属するかの品質検査は、 切の商品 の等級別をなすが如き必要はなく、 併しこのように受渡に供せられた商品に就いてのみ品質検査をなすところから、それを格付 自己に必要な商品に就いてのみ行わんとするので受渡に際して行われるに過ぎない 自己の活動に関係ある部分、 当該商品の全部を対象とするものでなく取 即ち受渡に供せられた商品に就 いて

ととを云つたが、 段に、 受渡物件の品質検査は、 銘柄確定のための品質検査はそういう受渡物件の品質検査のテイピカルな事例をなすものと云つ 我国では格付売買本筋の事項だと誤解され、 格付売買論の花形をなしていた

今日では過去の話ともなつたが、 主なる論議を舉げると、

てよい

山中好吉稿「清算生絲の封印檢査中の思出」取引所研究第三號 | ○七— | | 三頁

孝稿「生糸の格付と清算取引の標準格」取引所研究第一號一○九−一一七頁

剛稿「米券受渡制度解說」取引所研究第一號七七—八八頁

氏稿「昔の格付と今の格付」大阪砂糖取引所月報第二卷第七號(昭和二十八年七月)八―一〇頁

銘柄確定のための品質検査が格付売買本筋の事項でない理由は上来に述べられており、既に理解せられていると

発達する順序であり、 とと思う。 の性質をも有たず、 生産者の が、念のため要述すれば、先ずその仕事は取引所が格付売買に当り必然的に行わねばならぬ性質を有た 銘柄別売買にも必要なのである。 組合其他の検査機関が行うていない場合に限り行われるに止まる。 との実物市場に於ては現品取引、 何れの商品界も取引所清算市場の成立する以前に実物市場が 見本取引からやがて銘柄別取引が行われるに至る筈である 更に其の仕事は 取引 所

ミニ 右の實行上の問題

との銘柄取引には商品銘柄の確定していることが亦要件となつているのである。

が、

行上の主要な問題に入ろうと思う。 銘柄確 既に前段で触れた如く、銘柄の確定という仕事の内容は二階段に分れ、先ず銘柄の種類、 定の目 的を以て行う受渡商品 の品 質検査の格付売買に 於ける性格を明かにしたので、 内容を決定すること、 とれ より其の

市場 柄別取 すのは 者、 関係者の堅い決意と相当長い期間を以てしても仲々困難である。斯くて、先ず、 次いで各個の K 等級等の組合わ か 引のために行うているところである。従て今取引所で銘柄確定を行うとすれば、前者と如何なる関係に 勿論後者であるが、前者にも論ずべき事項がないではない、 於ける銘柄の が 間 題 商品をその何れに属するかを判定することである。 とならざるを得ない。 設 せを素材として出来上らんとし、 定と歩調を合わすべしとなるのだ。蓋し実物市場は取引所より以前に存立するのみならず、 般的に銘柄即ち 商品 人為的にそれらを軽視した銘柄を設定することは、 の内訳、 手間がかかり面倒なという意味で仕事の中 既述の如く、 グ ループなるものは、 銘柄の確定は実物市場に於ても銘 取引所に於ける銘柄の設定は実物 品種、 生 産地 域 当該 或 心を は 商品 立. 生 産 9

格付寶買と品質檢查

(今西)

あり との見解を持する人の中 ては専 6 商品 界の実情に従うた銘柄設定をやつているからである。 'n は 実物市場の採用している銘柄に必ずしも捉われる要無しとなし、 取引所は実物市場より一 段 例 えば

る ないものは、 ととを、 に至る筈であるのだ。 考えるかも知れない。 の 銘柄としているものも価格が等一であれば取引所としては一つの銘柄として取扱うてよいというような 永久に 価格を等一にすることはあり得ず、 即ち右の 併し、 如き態度は却て無駄な結果となり易いのである。 品質、 生産者、 等級等、 やがて取引所としても 延いて用途が幾分でも異り実質上同 別 個 の 銘柄としなければ の銘柄と出 ならなくな 実物

制

定せられ

た我

が商品

取引所法は、

当該商品

の等級

に就

いて定められた国定規格が

あるときは

取

引

所

は

ح

が実物・ 際上 る銘柄種別を取入れるならば、 n に従 の K 等級 働 従 市場 ζ つた銘柄 ゎ 别 なけ の に行なわれている銘柄種別を軽視し独善的な設定をなさんとするが如き場合に限られ は国家が検査を行わない場合となる。 がそのまま銘柄の種別となり、 ればならない、 31 が採られそれに という規定を設けてい 国定の規格に反するようなことは殆どない筈である。蓋し実物市場では既に よる 取引が行われているからである。 取引所は自から銘柄確定を行わないところである。 然 る。 もとの場合も、 既に知れる如く、 上記の如く取引所が実物市場で既に行 即ち上の規定が実際上役 国家が自から品位検査をやるときは殆 従つてとの規 るわけである。 立つのは、 われ !国定規 定 取 引 が て 実

抗張度、 としては諸 小を云う) 0) 種の 長 内 率、 粒 容 フア Ü 形等のファ らい節、 具 ŋ 体 タ 1 的 K 糸 条 班、 は勿論 の大いさを点数で表わし其の合計点数を以つてするのが クター 商 を綜合し等級を含めた銘柄が設定せられ、 糸節 品によつて一様でない。 0 絡 み等 のファ ŋ ク 1 例えば米穀なれば品種、 を綜合し銘柄が設定される如くで .生糸なれば織度、 (綜合点法) 乾燥、 調 色相、 製 最も普通であ ある。 (夾雑物の有無大 水分、 綜 合 強度、 Ø つるが、 仕方

数二五○以上A等級銘柄、二三○以上B等級銘柄、二○○以上C等級銘柄とするのは綜合点法であり、 或るフアクター たやり方、 の綜合法は何れのファクターも同等視した、つまり一〇〇点としたやり方であるが、何れかのファクターを重視し の方法では他のファクターが七、八○点あつても一つが四○点なればC等級銘柄とせられるわけである。尙、以上 ー何れも四○点以上C等級銘柄、五○点以上B等級銘柄、六○点以上A等級銘柄とするのが最低点法である。 るととがある。 例えばイのファクターを他の二倍とするやり方もないではない。否、この方法が寧ろ普通である。 例えばイ、 の点数が低い時は他のフアクターの点数が多くても低い等級と定めるやり方(最低点法) ロ、ハ、ニの四つのファクターで決せられる商品の場合、各々を一○○点として合計点 四フアクタ のとられ

を正当ならしめるやり方として、收獲時に各等級銘柄のサンプルをとつて置き時日の経過と共にその品位を検査す にありては一 るやり方が提案せられる。 て或る等級銘柄とされたものも時日の経過とともにその点数を適当に下げるのが合理的となる。而して下げる程度 各銘柄種類の内容は右の如くにして確定せられるとして、注意しなければならないのは、農産 般に收獲期から遠去るにつれその品位が自然に低下する点である。このため收獲時或る綜合点数を以 物 たる 取引 所

(1) 安川彥夫稿「受渡米格付の一考察」取引所研究第一號八九―九九頁

大部を占めるところである。 して検査確定員の能力に俟つと云えば、 而してとの仕事を正確に行うことは結局検査確定員の能 ことでは有能な検査員を選ぶべしというほか最早云うことはないようであ 力に かかると云つてよい。

柄に所属するかの検定を行うことが残されている。否、初にも一言した如くこの方が実行上銘柄確定という仕事

銘柄確定の仕事としては以上の如くにして設定せられた銘柄種類に対し一々の受渡商品をその

れの等級

-

格付質買と品質檢査(今西)

彼等の活動につき尙二、三述ぶべき事項がないでもない。

は肉眼其他に俟つほかないが、 客観的な結果が得られるからである。 可及的 に機械検査を応用すべきである。 器械に依り得る限り之を用うべきである。 銘柄フアクターの 中には器械検査の困難 註釈する迄もなく、 なも これにより、 0) もあり、 より正 論

れかの依頼を受けたり何れかに味方したりして偏つた態度をとれば、不当な決定になり終わらざるを得ない。 危険を防止する策としては、 次に、 検査員が公平無私な態度をとることが大切である。 検査員を少くとも数名以上とし個人の恣意を封ずることが擧げられる。 如何に優れた技能を有していても、 渡し方受け方の何 之は是非励 との

すべきである。

たが、 ることなしとせず、それを正確を期しつつ一々検査をしていては数十日を要することにもなり兼ねないのである。 る途をも有しているということは有名無実とならんとする。然も取引所の性質として巨大なる分量の受渡が行 せられた受渡品の銘柄決定に時日を費していては受け方渡し方双方とも不利となり、結局取引所は実物移転機関た 以上、取引所の銘柄所属決定は極めて正確に行わねばならぬこと、そしてそれを正確に行うやり方に就いて述べ との所属決定の実行につき尚主要な事項が残されている。 それは能率よく遂行するということである。 提供せられた物件の全 dk

出を巧妙、 とれは当然認めねばならぬと思うが、 就いて検査を行わず、適当な抽出 公平に行うことが大切となる。巧妙、公平な抽出方法は商品の性狀、包装等により、 Sampling を行い、 抽出が合理的でないと誤つた全体判定となるがゆえ、 それに就いての結果を以て全体を判定するやり方で 投機的とならぬよ 一般的には云

然らば銘柄所属決定を能率よく行うには如何にすべきか。これとして普通採られるのは、

うを得ない。

(1) 嘗ての我國の米取引所の例に就いては

氏稿「昔の格付と今の格付」前掲 剛稿「米券受渡制度解說」 前揭

同

多品種の商品界にありては取引所活動全般の上から右のやり方は支持せられるとなさなければならない。 層徹底的に行わんとせば、 ことである。云う迄もなくこれにより品質検査が夫々一度となり促進せられるからである。而してこのやり方を一 五〇量はA銘柄種、 柄となるべき物の混合提供を認めないことである。例えば売買単位一〇〇量としてそれを受渡決済せんとするとき の実物受渡を排斥しそれだけ取引所から実物需給を駆逐するとととなるという非難の起ることが考えられる。併し というように大量となし、この受渡単位につき一種たることを要件とするのである。斯るやり方に対しては、 銘柄検定を能率よくというよりも手間をとらせずに行わす策として時に採られるのは、一口受渡物件に異種の銘 五○量はB銘柄種というような組合わせた提供を認めず、AならAで一○○量たるべしとする 売買単位と受渡単位とを別にし、 例えば売買単位は一〇〇にても受渡単位は一〇〇〇量 小口

第四 瑕 疵 の 有 無 檢 査

これである。 ないか等の調査である。 商品取引所に於て行われる品質検査には銘柄確定のためのもののほか倘存する。受渡品に瑕疵がないか 例えば粗悪品が混入されていないか、農産物に多い事だが当初は適格品であつても其後変質を来して 一寸註釈して置くが、変質 Degeneration とは品質が異常に変化したことを指称する。 で調査

9

格付寶買と品質檢査 (今西)

九

つてい 瑕疵 か の穀物などにみる、 0 検査は本来は品質、 つまり瑕 一班の検査と云えば双方の検査を併行するものであるのである。 歳月が経過しての一般的な自然的品質低下などは、 等級を中 心とした検査であるが、 同時 に量目や 表装等の検査も含められるの 所謂変質でない。その点は兎も角、 が普通 斯 کے

確 K である。 引所によつて行われるときは、 般に品物 等級などを明細に記載する。 渡するかは売手買手にとり費用其他の上から非常な関心事とせられ、 とせられている。 論 容 定 及し なるというととは云えるであろう。 なければ る 易 の品質検査 が、 吾人の研究は格付売買であるので、 K 疵 ない 想像 の有無の検査 既 の受渡は証券の授受の形式にて行い得る次第である。若し瑕疵の検査がなければ受渡はそれで終るわけで なら 柄確 知 とととしている。との故、 난 られ の に於て或る程度瑕疵の ない 如 定の際に よう。 く瑕疵の検査 而して倉庫業者は在庫品 0) が取引所の行う品質検査として前の銘柄鑑定のための検査と対立する別個 は、 瑕疵 従て銘柄の確定が取引所以外に於て行われ との場合にも量目、 従て、 の方も一 倉庫に入つていようがいまいが先ずそれを行わねばならないこと勿論として、 があるので、 銘柄確定が取引所以外で行われるときは確定された銘柄はそれに表示され、 有 処 受渡の場所の事 無も 受渡に就いても格付売買と関係ある問題だけを取上げそれ以外 K ·行 KC 知れるので、 改めてとれが行われ 就 われ 包装の検査をも含めての瑕疵の いては倉荷証券を発行するところであり、 る がゆえ行わずに済むというものでない。 などは取上げないのである 取引所以外で銘柄確定が行われる場合に比べ、 なくてはならなくなるのだ。 済 大低の場合或る範囲の倉庫業者の倉庫 んでいても、 検査 が、 これは亦必要とせられ が矢張り行わねば 実際、 勿 受渡に ただ、 論夫に 処で、 のものであることは 於 との場合は銘柄 は 在庫 ならないこと 銘柄確定が取 7 は の 問題 るの 却てらく 何 品の品質 が場 処 注意 で K で

は あ 格付売買と品質検査

(1) 嘗て我國で米の銘柄確定を取引所から外すに至つたことを米券受渡制と稱したこと、世人の記憶に新たなるところであろ

5

<u>ئ</u>ۇ " 後に行われるも其 項でないことである。 僞造株でないかなど瑕疵の檢査は必要である)。 売買独特の仕事でないからである。 要はなくなるのであつた。 の点は改まつて説明する迄もないと思う。 種のも 扨、 つてもよい位の事で が格付売買事項 実物市場で銘柄売買を行うような場合にも行われるのである。 此種品質検査の取引所売買に於ける地位、 から成つているとしても、 取引所以外に於て銘柄確定が行われていても、 の とならぬこととは無関係である。 使 あるのである。 先の銘柄確定の品質検査は国家或は同業組合等でそれを行うておれば、 命は格付売買に先立つ事項であるのと異り、 とれが先の品質検査が格付売買事項とされない一つの事情であつた。今、 詳しく云えば、 尙必要である(商品ではないが、 結局、 今篤と認識しなければならないのは此種品質検査も亦格付売買本筋の事 受渡の瑕疵の検査は凡ゆる市場の取引に行われる一般的な事項と 性格であるが、 受渡品の瑕疵の有無の検査は、 瑕疵の有無の品質検査が格付売買事項でないのは、 取引所として必ず行わねばならぬところで、 先の銘柄確定のための品質検査が実行 とれは実行、 又仮りに、 株式取引所の如き完全に同質な物を取引する所でも 或る商品が多数銘柄に分れず同質な 使命とも取引後のものである。 取引所に於ける格付売買に限 取引所として行う必 瑕疵の有無の それが格付 は格 その点は 売買 6

の方法論で要言したように、 然も格付売買に於ける瑕疵の検査論は、 瑕疵の有無の検査は、 格付売買事項で 格付売買固有の事態ではないとしても、 実は単に取上げても差支えないという程度に止まるものでないのだ。 ない問題でも格付売買に関係ある事項であれ 格付売買論で取上げて差支えない。 ば取上げ得る か 6 第一段

要性を帯びてい

るからである。

格付寶買と品質檢查

取引所に於ける格付売買は多数の銘柄を対象とするだけ瑕疵の検査も極めて複雑、 面倒であり、 問題として重

第五 右 の 實 行 上 の 問 題

る。 該商品界でどの程度を以て瑕疵ありとなし、どの程度では瑕疵なきものと認めるかによつて決するのほか 態度をとらんとする。然も実際問題として、一〇〇パーセント完全な品質、 成る可く瑕疵無しとして通用させ度く、受け方としては成る可く完全なものを要求するのが人情であり、 併しこの原則によるとしてそのままでは悶着を生ずること必然であり、必ずそれを成文化して置かねばならな 包装等の瑕疵検査に於て最も問題となるのは、 どの程度を以て瑕疵ありとするかである。渡し方としては 包装のものは無いともみられ、 ないとな 結局当

ければ ターにより客観的に定まつており、 ないB銘柄となすときは、客観的に定まつているのと異るB銘柄を創造することとなり、銘柄の客観性を覆えすこ る場合一等級下の銘柄として判定してはどうかの意見が起らないでもない。 るが、時として或る銘柄たるには不適格であるが一等級下の銘柄としては通用しそうな事例も、 品質検査の結果或る程度の瑕疵が見出された場合は、大低は不適格品とされるほか致し方無しとなるところであ 包装などに就 ならない ·のだ。 いては正当なものと然らざるものとを図示することがよい場合もあろう。 蓋し、 既に知れる如く、 今取引所がA銘柄として提供された或る品が多少の瑕疵あるのゆ 或る商品の所属銘柄は品質、 生 けれども斯る取扱いは出来ないとしな 一産地 或 は生 一産者、 等級 ないではない。斯 えに などの A 銘柄で フアク

担

格付賣買と品質檢查

(今西)

せしめ故意の受渡遅延を防止するようすべきとと当然である。

でも同様で、 ととなるからである。 となるのだ。 そのような瑕疵ある受渡品は銘柄の確定をなすべきでないとなるのである。 との事は銘柄の確定が国家其他によつて行われず取引所が銘柄確定と同時に 斯くて品質瑕疵の検査としては、 ただ或る銘柄として受渡上適格か否かを決することとすべ 瑕疵の有無をみる場合

果、存在するときは検査費用を渡し方に負担せしめるも、 長さは商品の性質と受渡数量により加減すべきところであろうー ず、受け方をして各自その受渡品につきての点検を行わしめ、 云う迄もなく、 に於ては受け方の瑕疵申出でにつき一定の期限を設け、 る後取引所が乗出すというやり方である。 えなくなる点である。斯くて提案せられるのは、瑕疵の検査は取引所が進んで受渡品の凡てに就いて行うこととせ V な は許されない。 るか知れぬといところから受渡品の全部を限なく点検することは又長時日を要し、 部分を抽出して行うことを述べたが、瑕疵の有無の検査にありては、このような一端を以て全部を祭するやり方 一部分を抽出してやつても差支えないのみである。 前の銘柄確定のための品質検査にありては、 余り時日が経過すれば新しい瑕疵が加わる余地が生ずるからである。 品質上の瑕疵はどとに隠されているか知れないからである。 結局とのやり方を採らざるを得ないところであろう。 正確、公正のほか能率よく進めんとして受渡品の全部を対象とせず 処で、そとに問題となるのは、 受渡日から三日以内とか一週間以内というように 無い場合、 不満足と思う瑕疵を見出したるとき申出でしめ、 ---余り時日の経過せぬことを条件とすべきである。 無い部分に就いては申出でた受け方をして負 ただ瑕疵の検査の中の量目の検査 取引所として到底その煩に耐 尚、 品質上の瑕疵はどこに隠れて との場合、 而してこのやり方 瑕疵検査の 其の だけ 然

瑕 疵検査実行上の問題として、 最後に触れて置かねばならないのは、 受渡品に瑕疵のあつた場合の処 理 である。

くては採用し得ないのだ。 価 る 銘柄品だけの量はそう大でないかも知れぬが、 その らないことが 済をなすと共に相当額の賠償を渡し方より受け方に支払わすやり方が擧げられる。 無というの なすが、これは順を誤つていると称せねばならないのだ。 品瑕疵ある場合の処理として第一に値引きを取上げ、つまり取換え品が入手難なると否とを問わず之を採るべしと え品入 手難 格 しないかで 最も 之に就いて問題 延いて値引きは当然に与えられるのではないことである。 えに相当等級下の銘柄となすべきでないのだ。 他の銘柄品でもよいのである)、品が入手難となるようなことは稀となしてよいのである。 ž で 1 の場合にとらるべき謂わば窮余の策であり、 ある。 ない。 あ ソ る。 ۴ ÿ 併し 既に知れ 然らばその入手難の場合は如何にすべきやであるが、 となるのは、 クス な処 取引所を有つほどの商品界は大量 斯くて取換え商品の無い場合の処理としては、 理は、 る如く、 市場 渡し方をして一定期限内に其の分だけ瑕疵の無い 瑕疵の検査は文字通り瑕疵の有無を発見する (廣義) 取換えに渡すべき品は以前と同じ銘柄品でなければならぬものでなく、 に品が不足して渡し方として新しい商品を入手し難い事情に置かれ 今との原則から導き出されるのは瑕疵ある受渡銘 取 而して値引きのやり方に就いては更に注意しなければ 換えのやり方と並ぶべきものでない。 物件の世界であり 要言すれば、 とれとしては、 値引きよりも差金決済を行うと共 (勿論、 値引きという処理は受け 上上 値引きのやり方は右 多數の銘柄に分れており或る種の 商品と取換 まり、 は値 瑕 勿論、 一部 疵 51 えしめることであ ある物を き 方 柄品 人 0) 他 稀 格付實買 は稀 如 は 0) は受渡 く取 差金: 同意 瑕 相 低 で絶 疵 な 決 な あ

し方が取換えて引渡を行う場合にも受け方に期日の遅れなど不利を与えるとして、 右 に損害賠 償の事に触れたが、 これは取換え受渡の困難 な場合であつた。 処が、 損害賠償の責を認めるべきでな もつと一 般 的に、 瑕 疵

額

の賠

償を

渡し方より受け方に支払

かす方

が一般的

なやり方と云われるので

ある。

格付實買と品質檢查

(今西)

検査問題

着 從 などの仕事 委託者 て遅 か の種 (仲買人) での論 n となるととが考えられる。 が起らないでもない。 の た日数と分量に応じ損害賠償の責を渡し方に負わすのは不当でない。 申出に は に営業停止などの制裁を課する方が、寧ろ選ばれるべきでないかと思うのである。 取 引 就 所の仕事として適わしからぬことである一方、上のやり方により仲買人が受渡期日前に き自ら現品 確にすらすらと行われた受渡に比べ瑕疵で遅れた受渡は受け方にとり不利である。 の下調べをなすととを怠らなくなるからである。 斯くて損害賠償よりも、 そのような瑕疵の ある品を引渡すととを再三行うた取 ただ其の計算は可成り厄介であり悶 本来、 損害の算出 受渡希

附、 格付賣買事項た る受渡問 題

格付売買事項はないと想像されるかも知れないのだ。 でない。 Ъ か からは、 格付 なされそうであるので、 正式な格付売買事項 売買と品質検査 処で、 に附け足して述べて置こうと思うのである。 受渡品品質検査問題を取上げている本論稿とは別に触れる方がよいのである。 以上述べたところだけでは、 と題 たるものも含まれているのである。 その誤解を解く意味で、そういう格付売買事項たる受渡問題 し上来述べたところは、 商品取引所の受渡事態は凡て格付売買に関係ある事項 既 併し商品取引所の受渡問題には格付売買に関係ある事 K 知 との格付売買事項たる受渡問 n る如 く格付売買に関係 ある事項であり、 ただ右のような誤つた想像 題 の主要なものを受渡品品質 は 厳密 たる な方法論 格 に止まり、 付売買事項 的 項 のほ 立. 場

8 格付売買本筋 今、 受渡 に就いて云えば、 の事項とは格付売買というやり方によつて必然的 格付売買としては渡し方の都合く 選択によつて多種の銘柄品が提供 に起つて来る事項であること改 かて せられるが、 云う 迄 В な 之

で取引所の地位を確固たらしめるに必須であるからである。 大きくは、 A叉はB銘柄を、 買に独特なこと明 さすということである。 て遂行すべしとせられている。併しその分配に就いては今一つ重要な目標があるのだ。それは受け方の希望 を多数の受け方に如何に分配するやが其種に属する。 何故とのように受け方の希望に一致さすことが目標とせられねばならぬかは、受け方が喜ぶのは勿論として、 取引所清算市場に実需給を多く迎え価格市場たる取引所と移転市場たる実物市場との関聯をよくし、 乙はC又はD銘柄を、 かである。 例えばA、B、C、D、E、Fの銘柄が提供せられたとし、受け方甲、乙、 而してその分配に就いては、 丙はE 叉はF 銘柄を希望しているとき、夫々そのように分配することであ 斯る問題は銘柄別取引に於ては生ずる余地 通常公平ということが眼目とせられ、 一途にそれに はなく、 丙のうち甲は 格付売 논 によっ 以 致

それがうまくいくものでなく、 ば希望 抽籤一点張りで分配を行い希望一致を眼中に置いていないやり方は改むべきであり、 望する銘柄が提供されていないことすらあり得るのであり、斯る場合、 して甲には欲せざるC、D銘柄、 も受け方甲、乙、 右の受け方の希望に可及的に一致さすという目標に就いては、 結局、公平即ち抽籤一点張りとせざるを得ないとの反駁が起らないでもない。即ち、 ばならぬという余計な負担は生じない筈である、 に合致せしめることが出来る。 丙が何れもA、Bを希望し其の数量が一致しないことが寧ろ多いのみならず、 其の目標のみを以て事を行えというのでない。 乙にはE、F銘柄、 其の交換は互に欲する者がなすのであるがゆえ、 丙にはA、B銘柄が当つたとしても、其の後で互に交換すれ ১ 確に、受け方の希望に一致さすと云つても凡ての場合 趣旨は判るが事実それを実行することは困難 抽籤により分つほかなくなる。更に、 併し我国商品取引所の多くにみる、 面倒だとしても受け方の希望 交換のためプレミヤムを支 希望に一致さすと云つて 時には受け方の希 Č あ 格付賣買と品質檢查

(今四)

致を第一目標として出来るだけの努力をなし、
 それのうまくゆかない場合に公平目標即ち抽籤に訴 えるやり方を

とるべきだと思うのである。

銘柄の数を纒めてやることは受け方の都合に近附く方向となるのである。 割当てるよりもB一種或はC 一種とするが如くである。 を差支えなしとすればそのようにしてやつてよく、強いて一種とするに及ばぬ。 け方の数量一○○○に対し彼はA銘柄を欲するも希望するだけの割当てをなし得ないとき、欲せざる銘柄B、C にありと思われるやり方がある。それは各受け方への割当て銘柄を可及的に一種とすることである。 受渡に於て提供された銘柄を分配するに当り受け方の希望に一致さすのに直接副う仕打でないが、 勿論、或る受け方が上例でB三○○、C二○○などB、C 何れにしても受渡に於て成るべく 幾分其 例えば或る受 の方向

方の受取る銘柄をその欲する銘柄と成る可く一致さすという目標にも適うのである。 於て早く受渡さす仕法であり、 のやり方でも、 しそれに対する受け方を募ることは自らそれを希望し少くとも可とする者が応ずることとなるからである。 し方の早渡希望がイニ を希望する者があり買手の中にもそのような者があるとき、 ととを知らねばならない。早受渡制度の奨励である。 つているので通常月末である)に至つての受渡に於て実現せんとするところであるが、それ以外にも工夫の余地 受け方の希望に可及的に一致さすという目標は、 少くとも公示され 早受けせんとする買手に早受が何より希望され銘柄を択 シアテイヴをとることとなるが、 た銘柄を嫌う買手からは一般に早受の申出ではない筈である。 本来その狙いは定期取引の実物化というところにある。 通常、 定期取引に於ける早受渡制度とは、 取引所として彼等の申出でた引渡銘柄の種類と数量を公示 受渡期日 敢て期日迄待つ要なしとして、一致する数量の範囲 (周知のように商品取引所は大低限月制定期取引をや んでいる暇なしとする者が飛付くこともあ 何となれば、 併しとの仕法は、 売手の中に期 との仕法では渡 日前 の受渡 の 受け ある